

## 阿賀野市条例第 26 号

阿賀野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
第 1 条 阿賀野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 16 年阿賀野市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「平成 16 年」の次に「阿賀野市」を加える。

第 6 条第 2 項中「100 分の 162.5」を「100 分の 167.5」に改める。

第 2 条 阿賀野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 167.5」を「100 分の 165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の阿賀野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。  
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の阿賀野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。